

「社会事業的社会教育」論の系譜と論点

—社会連帯的社会事業の理論的課題—

大村 隆史

- I はじめに
- II 「教育的救済」としての社会教育
- III 内務省官僚の社会連帯思想と社会事業
- IV 社会事業的社会教育の論点
- V おわりに

I はじめに

本稿は、社会教育の理論的系譜の一つである「社会政策的あるいは社会事業的社会教育論」（以下「社会事業的社会教育論」とする）の理解を深める一つの作業として、社会事業的社会教育論の成り立ちと展開を整理し、特に社会連帯思想の位置づけとその内容を検討することを目的としている。

「社会事業的社会教育論」の枠組みは、社会教育学研究者の小川利夫が提唱した五つの社会教育論の系譜のうちの一つを指し、近代日本において課題とされた社会事業と社会教育の再編成のうちに社会教育の一つの原型を見出そうとするものである¹。社会事業と社会教育の再編成とは、一方で、日本の社会教育行政は大正期半ばの1919年以降に普通学務局第四課、社会教育課、社会教育局へと推移しながら整備されてきた経緯があり、他方で日本の社会事業もまた、一般的に大正期半ば以降に成立した²とされ、日本の社会教育と社会事業とは歴史的にも内容的にもある程度の重なりをもって整備され成立してきたことを指す。

当時の社会事業については、従来の慈善事業、感化救済事業を経て成立するなかで、思想面においては「社会連帯」が注目されるようになるといった特徴が指摘される。例えば、日本の社会事業史研究に取り組む野口友紀子は、社会事業の成立要因における社会連帯思想の位置づけの整理を行うなかで、「社会連帯」が思想的要因として直接的に影響していたことを指摘する³。そもそも社会連帯思想とは、大正デモクラシーの風潮をうけながら自由主義と社会主義の中間を志向した西欧近代型の社会改良主義として理解されている⁴が、近年では日本社会における社会連帯思想は、西欧近代型の社会連帯思想とは必ずしも同じ内容ではなかったことが指摘されている⁵。こうした指摘を踏まえ、本稿では近代日本の社会事業における社会連帯思想の内容と位置づけを検討することで、社会事業的社会教育論の理解の一助としていく。

具体的には、近代日本の社会教育および社会事業に関する論考における社会連帯思想の内容やその位置づけについて検討し、社会連帯思想の特質や社会事業的社会教育論における論点を導出していくことを試みる。社会教育に関する論考のうち社会連帯について言及をしているものとして小川利夫、大橋謙策の論考、社会事業及び社会福祉学の領域からは吉田久一、池本美和子、野口友紀子らの論考を主にとりあげ、検討の対象としている。

Ⅱ 「教育的救済」としての社会教育

まずは、社会事業的社會教育論と社会連帯思想とのつながりがどのように整理されるのかについて、小川利夫の論考を中心に検討を進めていく。

そもそも、小川は「社会事業的社會教育論」を含む五つの社会教育論の系譜が登場した時代背景を、大正デモクラシーに求めており、「日本の社会教育思想は、いわゆる大正デモクラシーの時代にはじめて全体として現代的な性格をそなえ始めた。現代社会教育思想の基本問題は、この時代において少なくとも端緒的に、その問題の全体構造を浮彫りにするようになった。」⁶と述べている。ここでいう大正デモクラシーの時代の社会教育思想の「問題の全体構造」とは、当時の教育が「独占＝帝国主義段階における教育」⁷であり、そこでは「教育におけるデモクラシーの問題、教育の自由と平等、とりわけ教育の自由をめぐる問題」⁸があったことを指している。

当時の社会教育のあり方が国家・社会の関心事となったことを説明する典型例として、小川は1912（明治45）年1月15日の東洋経済新報の記事を引用して、労働者階級を抑圧する資本家のあり方が問題視されるなか、特に労働者の教育機会が奪われてしまっていることを指摘し、社会教育のあり方が「資本の課題」⁹となり、国家的・社会的な課題となったことに注目している。

小川は、そこにみられた共通課題と対応策を五つにまとめ、そのうち「教育的救済」としての社会教育という対応策が「社会事業的社會教育論」の系譜を構成する理論的な根拠として注目されていく。このとき想定されたものには1908（明治41）年に始まる内務省主催「感化救済事業講習会」を支えた内務省嘱託を務めた留岡幸助と内務省官僚を務めた井上友一という内務省及び社会事業関係者による慈善事業・社会事業と関連した社会教育論に代表される。もう一方では、「文部省官僚的社會教育論」あるいは「官僚的社會教育行政論」として、大正時代中期以降における教育行政の一環として「教育的救済」（社会的弱者に対する精神的救済）を積極的に位置づけてきた乗杉嘉壽らによる教育と社会とを関連付ける諸理論がある。先に文部省による「教育的救済」の動向を以下に整理する。

当時の社会教育行政を所掌した文部省普通学務局第四課課長を務めた乗杉は、「社会教育」と題する論説を複数発表する中で、ある時は社会教育の事業の一つとして「教育的救済」を掲げていたが、別稿ではその表現が「特殊児童の保護教育」に変えられていることが注目される¹⁰。ここから、教育的救済の内実は、教育の民主化としての特殊教育などを通じた障害児の教育普及という点に主眼が置かれていたように思われる。

しかし、文部省官僚のこういった志向について、小川は「この期における社会教育の『教育的救済』への志向は、たんに教育の機会に恵まれない特殊児童および社会的弱者の精神的救済にとどまらず、さらに進んで国家的立場からする『民力涵養運動』の政策的意図を背景としていた」¹¹という指摘をしていることを踏まえると、必ずしも教育普及にとどまるものではなく、国家的な要請から逃れきれない側面をもはらむ実態があったことが推察される。また、文部省の行政官も務めた川本宇之介の「自立」観をめぐって障害者の排除と包摂の論理を歴史的に検討した橋田が「川本が教育対象としてみなしてきた視覚障害者や聴覚障害者は、戦前から三療労働等に従事し、職業的自立ができるとみなされていたのに対し、重度知的障害児は職業的自立が不可能であるとみなされ、公教育の対象にはなっていないのであったのである。（略）しかしそうした「生存的基本権としての教育権」が与えられたのは、職業的な自立をなし得ると判断された軽度の障害児に限られており、その対象から重度障害児は外れていた」¹²と指摘するように、障害児の教育普及という点においてすらも、十全にその役割を果たすことが出来ていなかったと考えられる。やがて、文部官僚による「教育的救済」は、1920年代後半にかろうじて特殊教育の振興が企図されるにとどまり、

1930年代に衰退を迎えることとなる¹³。

ところで、もう一方の「教育的救済」として想定された「感化救済事業講習会」は、救済事業関係者を養成する目的のもと開催され、内務省嘱託や警察、医師、師範学校教諭、盲啞院長などといった人々による講演を中心とした講習会であった。この取り組みを想定して構成された「社会事業的社會教育論」の問題発想を端的に表現したものとしては、井上友一が『救済制度要義』（1909年）の緒言にて「夫れ救貧は末にして防貧は本なり、防貧は委にして風化は源なり」¹⁴とした提言が注目される¹⁵。

『救済制度要義』に貫かれた井上の考え方について、高石は次のように要言する。すなわち「国の制度において、貧民の救済を国家の義務とし、国民には救済を求める権利があるとした場合、西欧の事蹟にみられるように、結果そのような制度に依頼する惰民を助長し、救貧の制度は増貧を帰結すること明らかである。したがって、国の貧民救助への関与は、極力制限するか、厳に慎むべきであり、民間任意の道義的慈恵を勧奨する方策こそ先決である。なぜならそうした制度は、日ごろから不慮の事態に備えるという国民の独立自助の精神を損わせ、また、近親や近隣が互いに敬愛して助け合うという公共心、協同心を廃れさせるおそれがあるからである。歴史もそのことを教え、近代では事前の救済、つまり防貧がその制度の方針となっている。しかしながら、防貧といっても単にこれを経済問題として対処するだけでは十分ではない。国民を救助するに先立って、独立自営の良民へと善導する道徳的教化こそが、真に国民を『救済』する道である」¹⁶として、国家による救貧策よりも民間任意としての「道義的慈恵を勧奨する方策」、「独立自営の良民へと善導する道徳的教化」の必要性が説かれていたとする。

このほかに井上は、社会事業における近親や近隣の協同関係の重視をしているという点においては、社会連帯思想の片りんを見せつつ、それが国家責任の不在を補完するような思想として付置されている点が注目される。なお、大橋は明治末期の社会事業家で社会連帯思想の先鞭をつけた生江孝之が、社会事業とは「社会連帯責任の觀念を以て社会的弱者を保護向上せしめ、又は之を未発に防止するの事業」¹⁷としていることに触れており、教育的救済と社会連帯の関連がしばらく問われ続けてきたことに言及している。

やがて井上によって主張された社会事業における精神的な救済制度は、その後、田子一民、矢吹慶輝、小河滋次郎、賀川豊彦などの「社会連帯的社會事業論」の立場にある社会事業関係者らによってとらえなおされ、「社会事業を消極的、積極的な二つの側面に大別し、積極的社會事業のいわば核心として社会教育を位置づける二分法的な発想」¹⁸が共通していたとして、「社会事業的社會教育論」のひとつの性質として理解されていく。

例えば、大橋謙策は当時の社会事業論者の一人であった小河滋次郎の論説を次のように整理している。「小河によれば、公営にすると物質や権力や形式にのみ頼って救済を行ないやすく、救済の精神は、精神の救済であり、救貧其れ自身がすでに一つの教育的行為でなければならない。したがって、社会事業は社会其れ自身の当然担当すべき任務であり、社会的共同生活の上に必生する欠陥や障害物に対し、社会的に之を事前に予防し、事後に匡救し、更に進んで健全なる社会組織の発達を助長しなければならないと、社会事業の社会化、民衆化をとく」¹⁹。ここでは、救貧は教育的行為そのものであるという理解に基づき、社会生活上の欠陥や障害物を未然に予防するなど積極的に取り組む方策として、社会事業の教育的な在り方を説いている点が注目される。

社会事業的社會教育論の展開には、社会連帯的社會事業論者の存在があり、なかでも田子一民は社会事業行政の草創期における内務官僚で、近代日本における社会連帯思想をいち早く受容した人物として注目される。社会事業的社會教育の理論を代表する感化救済事業を所掌した内務省の役人が、社会連帯思想をどのように受容したのかという点は、社会事業的社會教育の性質を理解するうえで重要な論点の一つとい

える。そこで以下では、日本における社会連帯思想の受容とその特質について、田子一民を中心に内務省官僚の社会連帯主義思想を参照しながら整理をしていく。

Ⅲ 内務省官僚の社会連帯思想と社会事業

社会連帯思想の一般的な理解としては、フランスのレオン・ブルジョアが引用されることが多く²⁰、その基本的な理解として池本美和子の次の整理が参照される。レオン・ブルジョアは「人間各個人は相互依存関係にあり、その連帯を欠いては生きられない。しかしながら、そのような連帯関係から不当に利益を得るものや反対に不当に権利を剥奪されるものが生じてくる。単なる連帯関係（事実の連帯）では、こうした状況に異議をはさむまでには至らない。社会問題はこうした状況の放置から生み出され、やがてそれが社会不安となり革命への途が準備される。社会は成員の契約に基づいて構成されているとみなすことができるのであり（社会準契約）、したがってその社会が構成員の全てに自由な発達を認めるとき、社会の進歩は保証されるのであるから、各人は単なる連帯関係を連帯の道徳、社会正義の見地から捉えなおし、各人の権利（自由）のためにその責務を弁済することに同意する必要がある。この反省され同意された連帯こそ新たな連帯（義務の連帯）である。」²¹と説いたとされる。これと関わって吉田久一も同様に、人の意思にかかわらない自然的事実としての連帯（「事実の連帯」）と社会的債務を履行する義務を果たすことで実現する連帯（「義務の連帯」）の二つの「連帯」の区別が日本社会事業を理解するうえで重要であるとしている²²。

こうした連帯の二つの区別を日本の文脈において示す例としては、社会事業行政の草創期における内務官僚であった田子一民の社会連帯思想が注目される。田子は、社会局長時代に主著『社会事業』（1922年）を刊行し、その冒頭で「社会事業は社会連帯の思想を出発点とし、根柢として行はれている社会生活の幸福を得しめ、社会の進歩を促さうとする努力である」²³と述べるように社会連帯的社会事業を論じた人物の一人である。

田子は、「社会連帯」という概念を紹介する際に、慈善と社会連帯との区別について解説するなかで、当時の日本社会における個人の組織体は社会であることを軽視する傾向を憂いながら、「私達の社会」という観念・自覚を促す意図を示した²⁴。田子は慈善家の行いの尊さを尊重すると同時に、社会連帯が慈善とは相反する側面を持ち、各個人が自己と社会との関係に自覚的になることで、家族関係のように深く強い関係性を結び、社会連帯が果たされるとしている。こうした点から、田子の社会連帯思想の核は、社会を「私達の家」として自覚するところにあるといえる。

すなわち、田子のいう社会事業は、「家族のような愛情によって結ばれた国民各自の役割自覚に支えられた社会の進歩と個人の幸福のための努力を意味したのであり、当然の事ながら個人の自律に裏付けられた正義・公正およびそのための闘争という要件を必要としない」²⁵ものであり、「自覚」とは「家族国家を支える道徳的精神の覚醒」²⁶を意味するものであった。これは、レオン・ブルジョアの二つの社会連帯の区別からみれば、家族関係という「事実の連帯」からの脱却を十分に果たさないままに、道徳的観念や規範的意識の要請をおこなうものという日本的な理解だったといえる。

この他の表現として、内務相を務めた床次竹二郎のように、社会連帯の観念を人体に例えて説くものもあった²⁷。仁平典弘（2011）は、こうした人体という有機体説によって説明される社会連帯思想の登場によって、それまで中立的な意味を帯びていた「慈善事業」という言葉が、社会事業との関係において、否定されるべきものとして捉えなおされていったことに言及している。その理由として、慈善事業は「上（事業者）から下（対象者）への贈与という形式が出発点」²⁸にあるのに対して、社会事業は「事業者と事

業対象者は、ともに、全体（＝＜社会＞）に対する諸部分という意味で等価（対等）という形式をとる』²⁹という認識がその根源にあるとされる。また、『日本社会福祉史』を著した池田は、床次の社会連帯思想が国家有機体説によって説明されたことについて、「その思想が絶対主義と妥協しながら体制温存をはかろうとするものであった」³⁰と評し、当時の社会連帯思想の性格を述べていることが注目される。

こうした特質をもって、当時の内務省官僚らをはじめとする社会事業関係者に受容された社会連帯思想だったが、本来の社会連帯思想の定着には至らなかったことが指摘されている。その要因として吉田は、近代日本には社会連帯思想を支える市民社会が十分に発達しておらず、その実態は家族国家や隣保相扶といった「日本型」の救済事業の運用にとどまっていたこと、社会連帯思想の定着は知識開明層に限られており観念的なものであったこと、戦時体制への移行期に社会事業が厚生事業へと転換していくなかで社会連帯思想が挫折したことなどをあげている³¹。

なお、小川が紹介した「社会連帯的社会事業論」の理解の多くは、社会事業史を研究した吉田久一の整理に基づいており、吉田は『日本社会事業の歴史』（勁草書房、1960年）や『現代社会事業史研究』（勁草書房、1979年）などの著書を通じて、社会連帯的社会事業論の整理をしている。

なかでも、吉田久一『新・日本社会事業の歴史』（勁草書房、2004年）において、社会連帯的社会事業論は時代や解釈によって変化があるとして、官僚、研究者、社会事業経営者による言説や主張を羅列して紹介しているものが注目される（表）。ここでは、小川利夫の整理においては登場しなかった社会連帯的社会事業論者が含まれている点が注目されるが、本章においては社会事業行政の草創期における内務官僚であった田子一民の社会連帯思想に注目し、その日本的な特殊性を示した例として検討している。

表 社会連帯的社会事業思想として紹介された人物と主な文献

官僚	山崎巖	『救貧法制要義』1931年
	藤野恵	『公益福祉事業』1929年
研究者	海野幸徳	『社会事業学原理』1930年
	小沢一	『救護事業指針』1934年
	山口正	『社会事業研究』1934年
社会事業 経営者	賀川豊彦	『医療組合論』1934年。＊賀川の指導下にあったセツルメント経営者は協同組合的方向をとった点に言及している。
	志賀志那人	『社会事業随想』1940年。＊組合セツルメントを主張し、「個人的接触によって、未組織の大衆を協働関係（組合）により、組織ある協同社会関係に織り込む運動」と規定した。大阪市北市民館を協同組合的に経営した。

（吉田久一『新・日本社会事業の歴史』勁草書房、2004年、pp.254-256を参照して筆者作成）

IV 社会事業的社会教育の論点

田子一民の日本的な社会連帯思想は、人々に道徳的観念や規範的意識の要請や覚醒を求めるという点において啓蒙的な側面をはらむものであったが、これと関連する主張をする増田抱村は、社会連帯思想をもって社会教育を説明しようとする学派があるとして、その場合の社会教育の特性を次のように述べている。「社会教育と云ふものは、人間行為の規準として社会連帯に道徳的価値を発生せしむる爲めに社会人員に社会連帯の観念を注入し、その実行を期待せしむる教養である」³²とする。また、「ソリダリズム（社会連帯）の學説上の論證は、一人の行為が必ず善悪いづれにしても、他人に影響を與へるものであるとの原則の上に立つものであるから、社会罪惡發生の原因を現代の諸制度より改發せずして、現在の組織制度

を存続せしめて只人間行爲に對してのみ善を要求するもの」³³（括弧内は筆者加筆）として、「社会連帯」を教条的なものとして取り扱いつつ、社会教育の人間中心的な思考を批判的に捉えていた。

こうした主張を整理する上で、注目されるのが大橋謙策による以下の解説である。曰く「社会連帯思想に基づく社会事業は、その『社会』をどう把握するかによって（教化と教育の）二つの流れに分化する」³⁴（括弧内は筆者加筆）とする。一つの「教化」の流れにおいては、「社会」の捉え方として中産階級や労働者階級といった対象が想定され、彼らが貧困にならないことを目指して修身道徳を考える方策としての流れがあり、もう一つの「教育」の流れは、対象者の属性を問わずその人自身の自立・自助のための助成策として社会事業を捉えるものとされた。

すなわち、増田の批判は大橋の整理でいうところの「教化」の流れに位置づく社会教育批判としてみることができる。また、もう一方の「教育」の流れの例として、大橋は小河滋次郎をとりあげる。大橋は、小河の主張の「救貧は教育であり、対象者の自信、自助、自尊の精神を傷つけざると共に彼れの市民として、公民として、国民の一人としての人格を尊重保全し、救済の必要なからしむべく」³⁵するのが救貧事業の使命としている点を強調し、社会事業はたんなる劣等処遇として取り組むものではなく、対象者の要求を明確化し自覚を促すような教育的な働きかけを必要とする考え方が示されている。

しかし、それは同時に政府当局による思想善導の一翼を担うスローガンともなったとされる。池本美和子は、日本の公民教育としての社会教育における社会連帯思想の位置づけを整理するなかで、「社会連帯思想は、感化救済事業の教育面をより普遍的な国民への教育、社会教育へと拡大していく『媒体』としての役割」³⁶を果たしたとする一方で、「日露戦争後以来の自治・自営・共同一致の必要性を連帯の『責任』として主張し得る意味で、国家による国民の統合をより強化し得る理念」³⁷として、また「大正期半ば以降『社会問題とくに思想問題対策としての社会教育』の意義が強調されていくとともに、専ら国家への奉仕という側面を強調する形」³⁸で社会教育、公民教育のなかに反映されていったことを指摘する。

社会連帯思想は、社会事業及び社会教育という具体的な施策を通じて、一方では人々の生活や生存に関わる救貧策の思想・理念として位置づけられ、他方では国家による国民統合にむけたものとしての位置づけがなされるなどした。本稿で取り扱った各論考は、その多くが国家や中央政府の立場からみた社会連帯思想の理解と論理を示すものであり、市民の視点に立った社会連帯思想に基づく社会事業的社会教育とはどのようなものであったかが重要な論点となると考えられた。

V おわりに

社会連帯思想は、社会事業的社会教育の性質の一側面を示すものであり、その内容と位置づけを明らかにすることによって、社会事業的社会教育の理解を深めることができる。社会事業的社会教育の内容となる「教育的救済」は、内務省と文部省の二つの流れのうちに見ることが出来たが、文部省による教育的救済の流れは1930年代に衰退していったのに対して、内務省によるそれは「社会連帯的社会事業」の論者たちによって捉えなおされるなかで展開を見せ、社会事業の積極的な側面を核心として社会教育を位置づける二分法的な発想が共通してみられた。

次に、当時の社会事業行政の官僚であった田子一民の社会連帯思想の受容を整理するなかで、日本の文脈を踏まえた独自性が指摘され、フランスの社会連帯思想のような個人の自由と自律を基礎としない点、天皇制国家に親和的な思想として再解釈されていた点など、人々に道徳的規範意識を意識させるような論理として整理された。

また、社会連帯思想と教育との関わりを検討するなかで、特に社会教育は社会連帯の道徳的価値を強め

る觀念の注入をすること及びその教養を指すものという解釈や、社会事業が個々人の自立・自助をささえる「教育」としての役割を担うものであるという解釈がなされた。

「教育的救済」としての社会教育を根拠とする社会事業的社會教育論は、社会連帯思想を経由することによって、教育の自由をめぐる問題、あるいは個人と国家、または地方と中央との関係をも問う分析枠組みとしての性質が改めて強調された。近代日本の国家事業としての社会事業は、国益の増強を指向する取り組みとなる傾向が指摘されており、貧者や弱者の救済に関しては消極的だった側面が指摘されている³⁹。これに対して、国民の立場からみた社会連帯思想の受容と社会事業的社會教育の展開の実態を明らかにしていく必要があると考えられた。

注

- 1 「社会事業的社會教育」とは、「文部官僚的社會教育論（官僚的社會教育行政論）」、「翻訳的社會教育論（成人教育論）」、「社会教育の『科学化』論（科学としての社會教育論）」、「社会教育批判論」と並ぶ、社会教育論の系譜の一つである「社会政策的あるいは社会事業的社會教育論」を指す（小川利夫「現代社会教育思想の生成—日本社会教育思想史序説—」小川利夫編『講座現代社会教育Ⅰ 現代社会教育の理論』亜紀書房、1977年、pp.100-101）。
- 2 社会事業の成立が大正期半ば以降であったという点について、吉田久一や池田敬正といった社会事業史研究者の著作においてそういった理解がみられるが、近年は池本美和子が感化救済事業による影響を社会事業の成立時期に含める説明を行ったことで多様な視点が生じているとされている（野口友紀子『社会事業成立史の研究—防貧概念の変遷と理論の多様性—』ミネルヴァ書房、2011年、p.229）。
- 3 同上書、p.247。
- 4 吉田久一『新・日本社会事業の歴史』勁草書房、2004年、p.236。
- 5 池本美和子「日本における社会連帯論—道徳的規範を越えられるか?—」佛教大学社会学部『社会学部論集』第37号、2003年9月、p.6。
- 6 前掲書、小川利夫、1977年、p.94。
- 7 その特質として、堀尾輝久の指摘を引用するかたちで「一口に言って、国家（公民）形成を中核とする教育制度の拡大と組織化」とし、「より具体的に言えば、一九〇七（明治四〇）年の義務教育六年制の実施と一九一七～一九（大正六～八）年の臨時教育会議、さらに一九二四（大正三）年の文政審議会の設置（～一九三五年まで）などは、そのもっとも端的なあらわれであった。」としている（同上書、p.96）。
- 8 同上書、p.94。
- 9 同上書、p.99。
- 10 乗杉嘉寿が最初期に著した「社会教育の意義並施設」（『帝国教育』1920年12月）では、社会教育の施設として11領域が項目化されている。この項目は乗杉嘉寿『社会教育の研究』の巻頭論文「社会教育概論」にも加筆したものが掲載され、当初「①教育的救済」とされていたものが「⑩特殊児童の保護教育」となっている（松田武雄『近代日本社会教育の成立』九州大学出版会、2004年、pp.302-303）。
- 11 小川利夫「社会教育期—社会教育期の時代的性格と構造的性質」国立教育研究所『日本近代教育百年史第七巻—社会教育Ⅰ』1974年、p.773。
- 12 橋田慈子「『特殊教育』の意図に見る重度知的障害児「排除」の論理に関する研究：川本宇之介の「自立」観に着目して」筑波大学生涯学習・社会教育学研究室『茗溪社会教育研究』（7）、2016年、p.30。
- 13 平田勝政「大正デモクラシー期の文部省社会教育課と特殊教育：1920年代における就学児童保護事業の成立と劣等児・低能児教育振興策の展開」『教育科学研究』第5号、1986年。

- 14 井上友一『救济制度要義』昭森社、1936年。
- 15 前掲書、小川利夫、1977年、p.100。
- 16 高石史人「井上友一—明治の開明官僚」室田保夫『人物でよむ近代日本社会福祉の歩み』ミネルヴァ書房、2006年、p.104。
- 17 一番ヶ瀬康子『生江孝之集』鳳書院、昭和58年（底本：生江孝之「社会事業綱要」p.18）。
- 18 前掲書、小川利夫、1977年、pp.100-101。
- 19 大橋謙策「社会問題対応策としての教育と福祉—戦前の歴史的構造の一考察—」小川利夫・土井洋一編『教育と福祉の理論』一粒社、1978年、p.94。
- 20 留岡幸助も「社会奉仕の精神」という論考の末尾に、「レオブルジョアといふ仏蘭西の社会学者が、(略)社会連帯責任といふことを言ひ出した。(略)そこで社会奉仕の精神と連帯責任の思想を、よく社会に宣傳して行くといふことによつて、こゝに私共の意味する社会活動、社会事業といふものを解決することが出来るだらうと思ふ」として、その思想的役割に期待を寄せている(留岡幸助「社会奉仕の精神」中央社会事業協会社会事業研究所『社会事業』9(5)、1925年、pp.10-20。)ただし池本は、「当時の日本における連帯思想の多くはデュルケムの有機的連帯の解釈に基づいており、連帯の事実からそのまま連帯すべき道徳的義務を引き出していた」と述べ、レオン・ブルジョアと併せて日本社会事業への思想的影響を与えた人物としてデュルケムに言及している(前掲、池本、2003年、p.6)。
- 21 池本美和子「二つの社会連帯—戦前日本の社会連帯思想とフランスの社会連帯主義—」『佛教大学大学院紀要』第26号、1998年、pp.324-325。
- 22 吉田久一『現代社会事業史研究』勁草書房、1979年、p.142。
- 23 田子一民『社会事業』帝国地方行政学会、1922年、p.1。
- 24 同上書、pp.4-9。
- 25 前掲書、池本美和子、1998年、p.323。
- 26 同上。
- 27 床次竹二郎「社会事業の根本精神」『人道』181号、1920年、p.5。
- 28 仁平典弘『「ボランティア」の誕生と終焉』名古屋大学出版会、2011年、p.58。
- 29 同上。
- 30 池田敬正『日本社会福祉史』法律文化社、1986年、p.481。
- 31 吉田久一『新・日本社会事業の歴史』勁草書房、2004年、pp.254-257。
- 32 増田抱村「社会教育問題」中央社会事業協会社会事業研究所『社会事業』9(4)、1925年、p.28。
- 33 同上。
- 34 前掲書、大橋謙策、1978年、p.95。
- 35 同上書、p.96。
- 36 池本美和子『日本における社会事業の形成—内務行政と連帯思想をめぐって—』法律文化社 1999年、p.158。
- 37 同上。
- 38 同上。
- 39 姜克實『近代日本の社会事業思想 国家の「公益」と宗教の「愛」』ミネルヴァ書房、2011年。